

徳島県告示第五百四十七号

令和四年徳島県告示第百八十五号（利用料金の額を承認した件）の一部を次のように改正し、令和四年九月一日から施行する。

令和四年八月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

二のその二の表マイクの項の次に次のように加える。

大型ディスプレイ	デジタルスタジオ以外の施設において利用する場合	一台一回につき	七五〇円	一、五〇〇円
	デジタルスタジオにおいて利用する場合	一台一時間につき	二五〇円	五〇〇円

二のその二の表映像配信装置の項の次に次のように加える。

ヘッドセット	一式一時間につき	五〇円	一〇〇円
ホワイトボード	一台一回につき	一五〇円	三〇〇円
クリップスタンド	一台一回につき	一〇〇円	二〇〇円
姿見	一台一回につき	一五〇円	三〇〇円
電気ポット	一台一回につき	一五〇円	三〇〇円